

■ 本庁方式移行に伴うバス停名等の改正（案）

1 趣旨

○ 本庁方式移行及び市民サービスセンター移転に対応したバス停名の変更等の改正を行う。

(1) 本庁方式への移行

平成29年1月10日の市役所北館供用開始に伴い、庁舎機能が「本庁方式」に移行。

施設名	本庁舎移行後の施設
西枇杷島庁舎 (建設部)	庁舎機能は廃止となるが、西枇杷島会館等が併設されているため、 <u>建物は存続。</u>
清洲庁舎 (健康福祉部)	庁舎は平成29年度に取り壊し予定。同敷地内の清洲保健センター、清須市商工会及び清洲交番は存続。
春日支所 (市民サービスセンター)	庁舎は平成29年度に取り壊し予定。同敷地内の春日老人福祉センターは存続。

(2) 市民サービスセンターの移転

平成29年1月30日から、市民サービスセンターが移転。

サービスセンター名	移転前	移転後	バス停の有無
西枇杷島市民サービスセンター	西枇杷島庁舎	にしびさわやかプラザ	なし(次回改正時に設置予定)
清洲市民サービスセンター	清洲庁舎	清洲市民センター	あり(清洲市民センター)
春日市民サービスセンター	春日支所	春日老人福祉センター	あり(春日支所・清須保健所)

※ 平成29年1月10日から、市民サービスセンターの業務内容は各種証明書の発行業務のみに変更

2 改正案

(1) 清須市役所（オレンジ・グリーン・サクラルート）

名称	市役所本庁舎 → 清須市役所
設置場所案	設置場所イメージ

凡例
 : 現行
 : 移設後

(2) 西枇杷島庁舎（オレンジ・サクラルート）

名称	西枇杷島庁舎 → 西枇杷島会館
設置場所案	設置場所イメージ

(3) 清洲庁舎（オレンジ・グリーンルート）

名称	清洲庁舎 → 清洲保健センター
設置場所案	設置場所イメージ

(4) 春日支所（オレンジルート）

名称	春日支所・清須保健所 → 春日老人福祉センター・清須保健所
設置場所案	設置場所イメージ

3 事前確認事項

関係者	支障の有無
公安委員会（西枇杷島警察）	道路交通法上支障なし
道路管理者（市道）	通行に支障なし
地権者（市）	バス停設置に支障なし